

介護保険サービス事業所各位

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

令和7年4月1日を適用開始とする介護給付費算定に係る体制等の届出について（通知）

平素より介護保険制度の円滑な運営に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、令和6年介護報酬改定における経過措置の終了に伴う新たな加算等の追加や廃止に伴い、「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」について改定されました。

令和6年報酬改定における経過措置の終了する事項については必ず届出をする必要があります。

つきましては、本市が所管する介護保険施設・事業所について、該当サービスの令和7年4月1日を適用開始日とする、報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」等の提出をお願いいたします。

1 提出書類

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ② 介護給付費算定に係る体制状況一覧表

2 対象サービス・届出内容

減算名	対象サービス	届出内容	留意事項
業務継続計画未策定減算	・訪問介護、訪問型サービス ・（介護予防）訪問入浴介護 ・（介護予防）訪問看護 ・（介護予防）訪問リハ ・（介護予防）福祉用具貸与	「業務継続計画策定の有無」 「減算型」 「基準型」 を新設	・業務継続計画を策定している事業所は「基準型」として必ず届出をすること ・届出がない場合「減算型」としてみなす。
身体拘束廃止未実施減算	・（介護予防）短期入所生活介護 ・（介護予防）短期入所療養介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型のみ） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型のみ） ・看護小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）特定施設入居者生活介護（外部利用型、短期利用型のみ）	「身体拘束廃止取組の有無」 「減算型」 「基準型」 を新設	・身体的拘束等の適正化に係る措置を講じている事業所は「基準型」として必ず届出をすること ・届出がない場合「減算型」としてみなす。

※ 居宅介護支援・介護予防支援については届出の必要はありません

3 提出期限

令和7年4月1日（火） 17時 ※必着

4 提出先

介護保険課 長寿支援係（郵送または持参）

〒970-8686 平字梅本 21 番地

※令和 7 年 4 月 1 日以降

所属名が「高齢福祉課 介護サービス整備係」と変更になります。

5 提出様式

市ホームページの以下の場所に、様式を掲載しておりますので、御活用ください。

（市ホームページ）

トップページ＞産業・ビジネス＞福祉・介護＞介護保険事業者の申請・届出等
＞◆介護給付費算定に係る体制届出

6 留意事項

- ・ 対象サービスについて、市へ未届けの場合は「減算型」とみなされます。未届けにもかかわらず、報酬の請求を「基準型」で行った場合、その月の請求分すべてが返戻対象となります。
- ・ 届出の失念等により返戻となり、再請求される場合、返戻対象月の請求は「減算型」で行っていただきます。なお、本来の加算の届出日である「算定月の前月 15 日」（居宅系）及び「算定月の前月末」（施設系）を過ぎて届出された場合は、該当月分全てを「減算型」で請求することとなりますのでご注意ください。
- ・ 居宅介護支援事業所及び予防支援事業所については、届出不要ですが、業務継続計画の策定が未実施であったと判明した際は 4 月に遡り、介護報酬返還の対象となりますのでご注意ください。

【事務担当】いわき市 介護保険課 長寿支援係 後藤、吉田
(電話) 22-7467、22-7453